

ID: 812

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市緑地法 第65条		
<b>法令番号</b>	昭和48年法律第72号		
<b>【基準】</b> 法第65条の規定による。 (認定の取消し) 第65条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第61条第1項の認定を取り消すことができる。  都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年4月1日